

# やまなしグリーン・ゾーン構想

「やまなしグリーン・ゾーン構想」とは、今後の感染拡大や、未知の感染症が発生した場合でも、県民の皆様の生活と経済を両立できる社会（「超感染症社会」）へと移行することを目指すものです。



## 備品・消耗品購入の 機器購入支援金

対象：キャッシュレス決済の導入、感染症予防のための備品・消耗品購入  
令和2年4月20日以降に購入したものであれば対象です  
(申請期限は令和3年2月末)

【支援対象者・支援額】 事業者によって申請できるタイプが2つに分かれます

### タイプ1 小規模事業者

県内において、消費者との間で日常的に決済を行う事業者

上 **30万円** 1店舗・施設あたり、  
限 対象経費の全額(申請下限 5万円)

### タイプ2 宿泊事業者

県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

上 **30万円** 1施設あたり、  
限 対象経費の3/4以内

※消耗品のみの申請はできません ※タイプ1とタイプ2を重複して申請することはできません ※対象経費は税抜き金額です

【お問い合わせ・提出先】 受付時間：平日10時～17時

**Tel.055-237-6600**



新しい生活様式推進機器購入等支援事業事務局 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-6F

【ホームページ】 <https://yamanashigz-sien.com>

●オンライン申請 ([https://va.apollon.nta.co.jp/green\\_zone/](https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone/))

●ホームページからダウンロードできる交付申請書に必要書類を添えて、事務局に電子メール(yamanashigz@gmail.com)又は郵送してください

## 工事を伴う設備改修の 設備改修補助金

対象：換気設備、自動水栓など認証基準に沿った設備改修工事

令和2年4月20日以降に着手し、令和3年3月15日までに完了するものが対象です  
(申請期限は令和3年2月末)

【補助対象者・補助額】

■ 山梨県内で飲食業を営む施設(常時使用する従業員が5人以下)

■ 山梨県内で宿泊業を営む施設( " " が20人以下)

上 **150万円** 1店舗・施設あたり、  
限 対象工事費の3/4以内

※対象工事費は税抜き金額です

【お問い合わせ・提出先】 受付時間：平日9時～17時

**Tel.055-236-1230**



新しい生活様式推進設備改修等支援事業事務局 〒400-0031 甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館内

【ホームページ】 <https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/setsubi.html>

●申請は、ホームページからダウンロードできる交付申請書に必要書類を添えて、事務局に郵送してください

## やまなしグリーン・ゾーン認証を申請しましょう



【お問い合わせ・申請先】

受付時間：平日9時30分～17時30分

**Tel.055-222-0384**

やまなしグリーン・ゾーン認証事務局 〒400-0031 甲府市丸の内1-17-10-7F

【ホームページ】 [https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/green\\_zone.html](https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/green_zone.html)

安全と安心のマークです!

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県はあなたの感染症予防対策を支援します。  
事業者の方々の対策が県民のみなさまの安全と安心につながります。

山梨県の小規模事業者・宿泊事業者のみなさまへ  
**申請して下さい。**

支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。自宅や職場に不審な電話・メール等があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

# 機器購入等支援金に関する手続き

【支援対象者・支援額】 事業者によって申請できるタイプが2つに分かれます

**タイプ1 小規模事業者**  
県内において、消費者との間で日常的に決済を行う事業者

**上限30万円**  
1店舗・施設あたり、対象経費の全額(申請下限5万円)

**タイプ2 宿泊事業者**  
県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

**上限300万円**  
1施設あたり、対象経費の3/4以内

※消耗品のみ申請はできません ※タイプ1とタイプ2を重複して申請することはできません ※対象経費は税抜き金額です

## ◆申請に必要な書類は次のとおりです。

- ・オンライン申請([https://va.apollon.nta.co.jp/green\\_zone/](https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone/))
- ・メール又は郵送(様式は県及び事務局ホームページからダウンロードできます)

- (1) 交付申請書(様式1)
- (2) 添付書類①・領収書やレシートの写し(クレジットカード払いの場合は引き落としが確認できる書類)
- (3) 添付書類②・支援対象の機器等(消耗品除く)の店舗・施設内での利用状況がわかる写真(カラー、A4サイズへ貼り付け。電子データの場合はできるだけ容量を抑えること)
- (4) 添付書類③・各種営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業等届出書など、対象事業を営んでいることがわかる書類の写し等
- (5) 添付書類④・振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し

受付期間：令和3年2月28日(日)まで(当日消印有効) 受付メールアドレス：yamanashigz@gmail.com

予算額に達したら受付終了となります。申請は1回限りとなります。

## ◆主な対象事業者

(タイプ1) 山梨県内において、消費者との間で決済を行う小規模事業者 支援額：1店舗・施設あたり最大30万円

対象区分	
宿泊業・飲食サービス業	飲食店 (小規模5人以下)
	持ち帰り・配達飲食サービス業 (小規模5人以下)
	宿泊業 (小規模20人以下)
小売業	(小規模5人以下)
運輸業	道路旅客運送業 (小規模20人以下)

対象区分	
教育、学習支援業 (学校教育を除く)	社会教育・図書館・博物館・美術館等 (小規模5人以下)
	学習塾 (小規模5人以下)
	教養・技能教授業 (小規模5人以下)
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業 (小規模5人以下)
	その他の生活関連サービス業 (小規模5人以下)
	娯楽業 (小規模20人以下)

- ・上記の他にも県内において消費者との間で日常的に決済を行う小規模事業者が対象です。対象が迷う場合はお問い合わせください。
- ・本事業における小規模事業者とは、中小企業基本法や小規模事業者支援法等に規定される小規模企業者の定義を準用し、宿泊業、娯楽業、道路旅客運送業に分類される事業者は、店舗・施設ごとに、消費者と接触がある部門に常駐する従業員の数が20人以下、その他の対象事業者は5人以下とします。
- ・常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指し、パートやアルバイトも含まれます。ただし、会社役員、個人事業主(同居の親族従業員含む)、日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試しの使用期間中の者、正社員の勤務時間の概ね3/4未満の勤務時間の者は除きます。
- ・病院・診療所・調剤薬局等他の支援事業がある事業者は対象外となります。

(タイプ2) 山梨県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者 支援額：1施設あたり最大300万円 (支援率3/4)

対象区分	
宿泊業	旅館・ホテル・民宿等 (規模は問いません)

※(タイプ1)小規模事業者向けと(タイプ2)宿泊事業者向けを重複して申請することはできません。

## ◆主な対象備品・消耗品

工事を要する場合の工事費用は対象外です(対象機器の購入費用は対象となります)。

消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。

やまなしグリーン・ゾーン認証基準に適合する設備改修工事は、設備改修補助金の対象となる場合があります。迷う場合はご相談ください。

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トンブ等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸
接触防止	料理運搬用ワゴン、配達用自転車、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、テレワーク導入システム、呼び出しベル(飲食店待ち客用)、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、蓋付き便器、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、デリバリー配達バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、一人鍋・一人皿、消毒液設置台、蓋付き便器(温水洗浄付きのもの、自動洗浄付きのものを含む)。ただし、蓋を閉じて洗浄することを表示してください)

※一般的なエアコンは対象外ですが、換気機能、空気清浄機能、除菌機能など感染症予防の効果があると考えられるものは対象です。

用途	品名
滅菌	手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水
手洗い	ペーパータオル、せっけん
接触防止	フェイスシールド、使い捨てコップ、使い捨てスリッパ、使い捨てブラシ、マスク、使い捨て手袋、三密防止など啓発チラシ・ポスター等、行列回避のための足下表示シール

※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(対象が迷う場合は事務局へご相談ください)